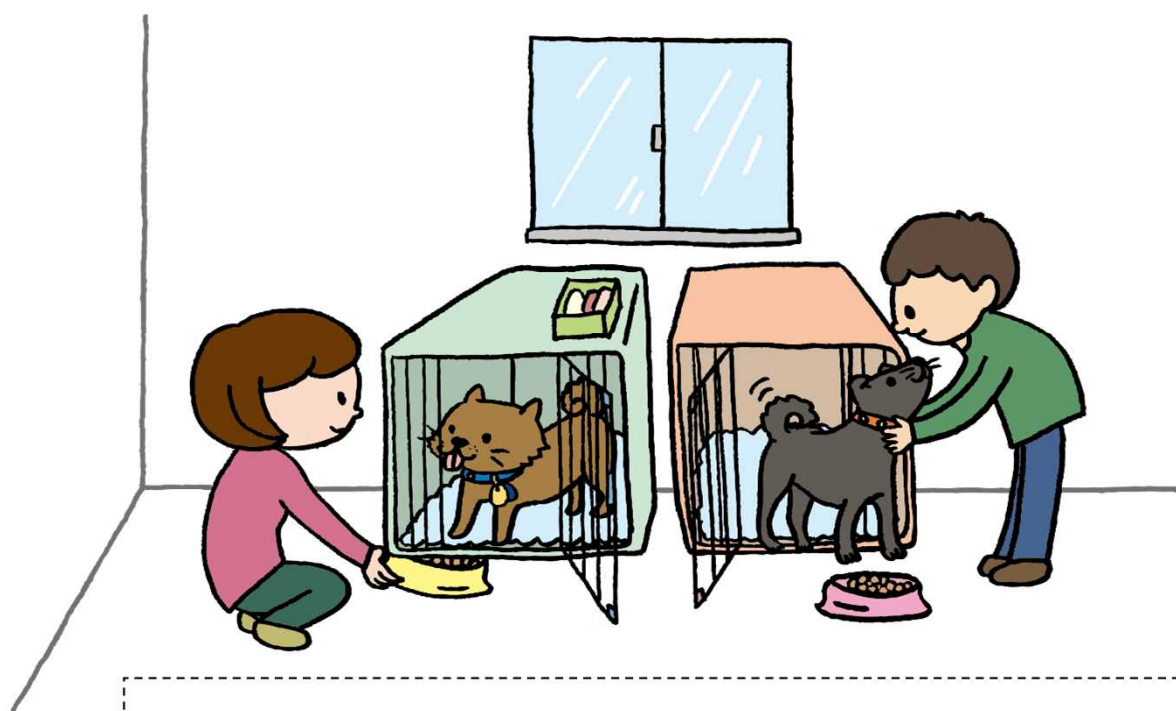


避難所における ペット受け入れ検討の手引き

＜避難所運営者向け＞



本手引きは、奈良県避難所運営マニュアルの中で取り上げられているペット対策について、避難所の開設・運営の参考としていただきたい事柄をまとめたものです。

ペットとともに避難してくる避難者（以下、ペット同行避難者）の受け入れの事前検討の際にご活用ください。

目次

1 ペット同行避難者を受け入れる場合の原則	
(1) ペットの飼育場所と居住スペース	 1
(2) ペット飼育は飼い主の責任で行う	 1
2 ペット同行避難者受け入れ検討の3ステップ	
Step1 ペット受け入れスペースの検討	 2
Step2 ペット受け入れ条件の検討	 4
Step3 飼育ルールの検討	 6
3 ペット同行避難者に関する相談先	 7

(参考資料) 奈良県避難所運営マニュアル（一部抜粋要約）

避難所には、**必ずペット同行避難者が来ます**

緊急時に、現場で施設管理者が同行避難者の受け入れの可否を判断し、対応することは大変困難で、多大な労力を要するため事前に検討しておきましょう。



同行避難とは

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。避難所等で飼い主がペットを同室で飼養管理することではありません。

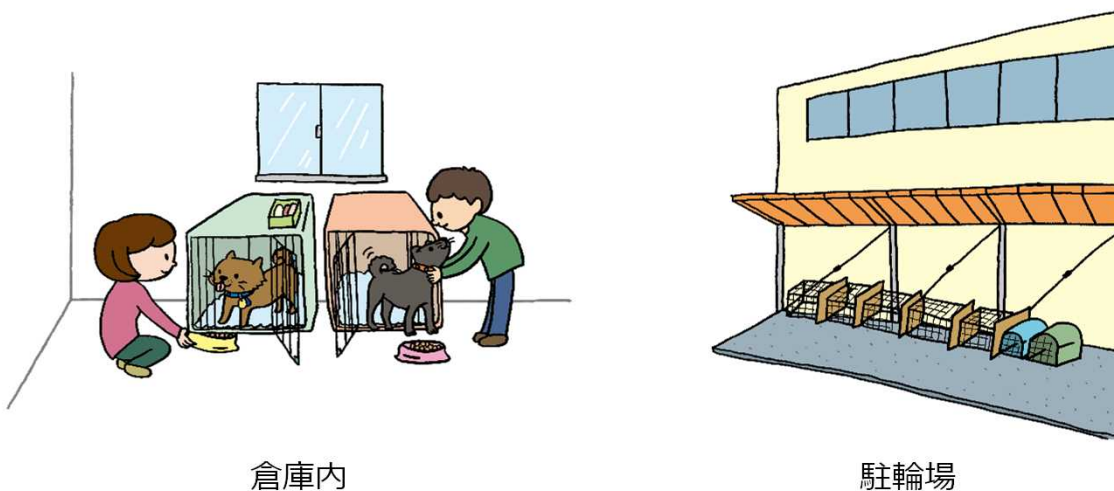
1 ペット同行避難者を受け入れる場合の原則

(1) ペットの飼育場所と居住スペース

避難所では、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人、病気により免疫力が低下している人など様々な人が共同生活を送ることになります。

すべての被災者の生活環境の保全を図り、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどのペットに起因するトラブルを最小化するため、ペットの受け入れスペースは人の居住スペースと分けられるよう検討しましょう。

【ペットの受け入れスペースの例】



(2) ペット飼育は飼い主の責任で行う

ペットの世話やペットフードの確保、飼育場所の管理は、原則として飼い主の責任で行うこととされています。

避難所運営者は、他の避難者が安心して過ごせるようにするためにも、ペット同行避難者がペットを適切に飼養管理できるよう支援を行いましょう。

2 ペット同行避難者受け入れ検討の3ステップ

大勢の人が共同生活を送る避難所において、ペットに関するトラブルが生じないように、施設の規模・設備に応じた受け入れ条件や飼育ルールを定めましょう。

Step1 ペット受け入れスペースの検討

まずはじめに避難所となる施設を点検し、以下のポイントに注意しながら受け入れスペースを検討しましょう。

□ 避難所利用者等の通路ではない場所

- ・ 咬みつきの事故（部外者や動物好きの方が近づいて咬まれた事例あり）や鳴き声トラブルの予防のため、避難所利用者の通路となる場所は避ける。



ペットが咬んだり攻撃的になるのは、**不安や恐怖**を感じたとき。
ペットも災害時は強い不安状態になり、咬みつきの事故が起こりやすい。

□ 視界が大きく開けていない場所

- ・ 鳴き声トラブルの予防、ペットのストレス軽減のため、ペットの視界が広く開けた場所は避ける。



ペットの鳴き声トラブルの原因の多くは、見知らぬ人やものへの**警戒吠え**。
ペットの目に入る情報を減らすと、警戒吠えやペットのストレスも軽減される。

□ 直射日光や雨風等があたらない場所

- ・ ペットの健康管理や問題行動予防のため、直射日光や雨風等のあたる場所は避ける。



飼育状況によりペットの**病気や問題行動、臭い**などの発生リスクが**増加**。
飼育トラブルの予防には、飼育環境の整備が重要。

□ 動物種ごとに分けられる場所

- ・ペットの健康管理のため、できるだけ動物種ごとに部屋を分けて管理する。

他の動物種の鳴き声や臭いがストレスとなって、ペットの**病気**や**問題行動**の発生リスクが**増加**。

※すべてを満たせなくても状況に応じて優先事項を定め、よりよい場所を検討しましょう。

また、下図を参考にブルーシート等を活用し、受け入れスペースを準備しましょう。

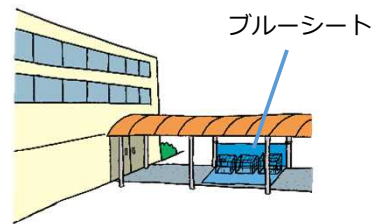
■ ペットスペース例

人の動き

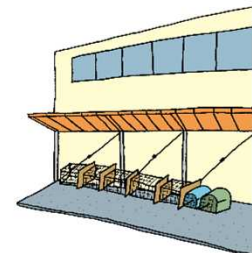
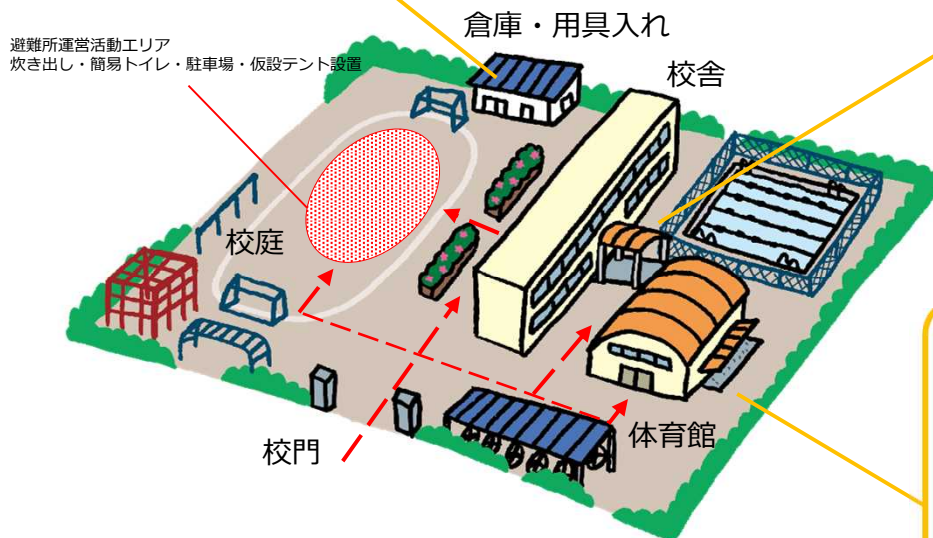
利用者の通路付近にペットスペースを設置することは望ましくない



倉庫等を利用する
(ケージで管理する)
(できるだけ動物種ごとに分ける)



渡り廊下等を利用する
(雨風があたらないよう注意)
(視界が広がらないよう工夫が必要)



駐輪場等を利用する
(雨風があたらないよう注意)

※テントや車中泊、やむを得ずテントや車を利用してペットと同居する方も想定されます。飼い主はもちろん、ペットも水分補給や健康管理に十分注意し管理するように促しましょう。

Step 2 ペット受け入れ条件の検討

受け入れスペースを決めたら、以下のポイントに注意し対象動物や受け入れ条件を検討しましょう。

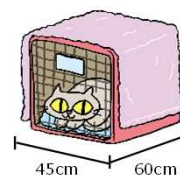
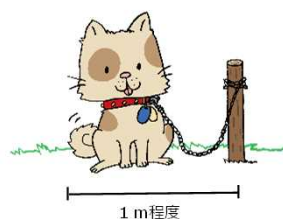
□ 対象動物とその頭数

原則、犬・猫・小動物（うさぎ、ハムスター、小鳥など）

※身体障害者補助犬は、飼い主との同居とします。

受け入れ数の目安

- ・犬を支柱につなぐ場合は最低半径 1 m 程度の円形のスペースが必要
- ・小型犬や猫をケージに入れる場合は45cm×60cm程度のスペースが必要
- ・小動物は45cm四方程度のスペースが必要



□ 健康状態及び予防接種等の有無

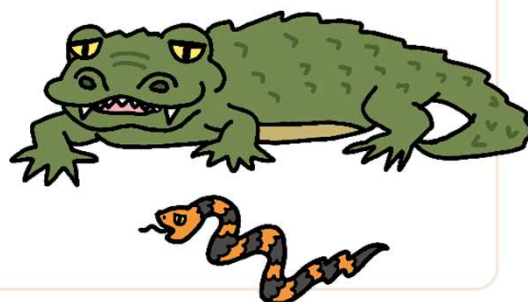
ペットから人、ペットからペットに感染する病気を予防するため、以下の健康管理を行っていることが望ましい。

- ・狂犬病予防接種（犬のみ）
- ・混合ワクチン（犬・猫：ペット同士の感染予防のためのワクチン）
- ・不妊去勢手術実施
- ・ノミ・ダニ予防
- ・寄生虫の駆除



□ 上記以外の動物への対応

特定動物と言われる危険な動物（毒ヘビやワニ）は、専用の飼育設備が必要なため、避難所で受け入れることはできません。



受け入れ条件(案)

【ペットに関する条件】

- ☐ 人によく慣れ、攻撃性がないこと
 - ☐ ノミやダニの予防をしていること（犬・猫）
 - ☐ 寄生虫の駆除をしていること（犬・猫）
 - ☐ 首輪等に名札などの所有者明示をしていること
 - ☐ 狂犬病予防接種を実施していること（犬）
 - ☐ 混合ワクチンを接種していること（犬・猫）
 - ☐ 不妊去勢手術を実施していること（犬・猫）
 - ☐ ケージなどに入れ、保管管理できること（犬・猫・小動物）
- ※ペット用のケージは各自持参すること
- ☐ 特定動物（毒ヘビやワニなど）は受け入れできません



【飼い主に関する条件】

- ☐ 自己の所有するペットの管理を適正に行えること
- ☐ フード、ペットシート、ケージなど必要なものをできる限り用意すること
- ☐ ペット飼い主グループをつくり、飼い主同士で協力し管理を行えること
- ☐ 避難所では避難者が優先であることを十分に理解し、避難所で生じたトラブルに関し、真摯な対応を行えること

(参考) ペットホテルの受け入れ条件

多くのペットホテルのような専門の施設でも、預かったペットが他のペットとケンカしたり、感染症にかかったり、病気になるなどのトラブルを予防するため、以下のような内容を確認しています。

- 例) ☐ 狂犬病予防接種の実施状況（犬のみ）
- ☐ 混合ワクチンの実施状況（犬・猫）
- ☐ 健康状態



Step 3 飼育ルール^レの検討

受け入れ時にルールの周知・徹底ができるよう、事前に避難所内の飼育ルールを検討しておきましょう。

□ 基本ルール

各自治体の避難所運営マニュアルに沿って基本的なルールを事前に検討しましょう。

避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつながか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情、危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排泄させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ⑥ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外の指定された場所で行い、その後始末をしてください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、ペットホテル等への一時預かりなどを検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班・衛生班）まで届けてください。



避難所運営委員会

（奈良県避難所運営マニュアル 参照）

□ 状況に応じて追加が必要なルール

長期間避難所を運営していると、基本ルールだけでは対応出来ない問題も出てくる可能性があるため、その都度必要に応じてルールを飼い主グループとともに検討するようにしましょう。

- ペット受け入れスペースの清掃（例：個別、当番制で行う）
- 排泄場所や排泄物の処理（例：ビニール袋に入れゴミ集積場所に捨てる）
- ブラッシングの場所（例：炊き出し場所等から離す）
- 散歩時のマナー（例：糞の片付け、尿の処理方法を決める）
- 支援物資の搬入、配給、保管（例：担当、役割分担を決めて行う）

3 関係連絡先一覧

避難所運営に関すること（お住まいの市町村窓口を記入ください）

電話：

FAX：

ペットの平時の備えについて（県窓口）

うだ・アニマルパーク振興室 動物愛護管理係

電話：0745-83-0807

FAX：0745-83-2573

中和保健所動物愛護センター

電話：0745-83-2631

FAX：0745-83-2573

郡山保健所（大和郡山市・天理市・生駒市・山添村・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町）

電話：0743-51-0193

FAX：0743-61-5306

中和保健所（大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・香芝市・葛城市・宇陀市・川西町・三宅町
田原本町・曽爾村・御杖村・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町）

電話：0744-48-3033

FAX：0744-48-3132

吉野保健所（吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）

電話：0747-64-8131

FAX：0747-52-7259

吉野保健所五條出張所（五條市・野迫川村・十津川村）

電話：0747-64-8131（本所） FAX：0747-52-7259（本所）

ペットの平時の備えについて（奈良市窓口）

奈良市健康医療部保健所

電話：0742-93-8395

FAX：0742-34-2485

Memo

Memo

奈良県避難所運営マニュアル(抜粋)

○避難所運営の基本指針

- (1) 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指します。
- (2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- (3) 避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）の自主運営を原則とします。
- (4) 避難所の後方支援は、市町村の災害対策本部が主に行います。

○個々の業務の実施細則

□展開期～安定期

4-2-21 避難所のペット対策

- ①避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とします。
- ②避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届け出るように呼びかけ、様式19「避難所ペット登録台帳」に記載します。
- ③ペットの飼育場所（廊下・踊り場・屋外など）を決定し、様式20「避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）」のペットの飼育ルールと共に、飼育者及び避難者へ通知、徹底を図ります。
- ④ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求めます。

避難所におけるペット受け入れ検討の手引き
＜避難所運営者向け＞

令和7年5月 発行



総務部知事公室 うだ・アニマルパーク振興室
〒633-2112 宇陀市大宇陀小附89
電話 0745(83)0807